

(仮称)新潟市子どもの貧困対策推進計画

骨 子 案

**平成 29 年 10 月
新潟市こども政策課**

目 次

第1章 策定にあたって	1
1 (仮称)新潟市子どもの貧困対策推進計画とは	1
(1) 計画策定の趣旨と背景	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画期間	1
2 国・県の動向	2
(1) 国の動向	2
(2) 「新潟県子どもの貧困対策推進計画」の策定	4
第2章 新潟市における子ども・家庭の状況	6
1 子ども・若者の生活状況等の把握	6
(1) 新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査(市民アンケート)	6
(2) 支援団体等調査(支援者ヒアリング)	6
2 子どもがいる世帯等の状況	7
(1) 経済的状況	7
(2) 生活保護世帯の状況	10
(3) 就学援助の状況	11
(4) ひとり親世帯の状況	12
(5) 社会的養護の状況	14
(6) 児童虐待の状況	15
3 保護者の状況	16
(1) 就労状況	16
(2) 障がい・疾病の状況	18
(3) 若年出産の状況	19
(4) 過去の経験	20
(5) 子どもとの関わり	20
(6) 地域・社会とのつながり	21
4 子どもの状況	22
(1) 食事、生活習慣の状況	22
(2) 健康状態、障がい・疾病の状況	23
(3) 学習・進学状況	24
(4) 社会性・自己肯定感の状況	25
(5) 不登校の状況	26
5 今後の課題と施策に求められる視点	28
(1) 子どもの生活実態の把握ときめ細かな対応	28
(2) 経済的援助にとどまらない総合的な支援	28

(3) 社会全体で子どもの未来を応援し、貧困の連鎖を断つ	29
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 基本理念	30
2 基本方針	30
基本方針1 子どもの未来を切り開く力を育む	30
基本方針2 家庭と暮らしを支える	30
基本方針3 気づき、つなぐ体制をつくる	30
3 現状把握ための指標	31
第4章 施策の展開	33
施策体系	33
基本方針Ⅰ 子どもの未来を切り拓く力をはぐくむ	34
施策Ⅰ-1 ころとからだの成長支援	34
施策Ⅰ-2 学力の向上・進学支援	36
施策Ⅰ-3 多様な体験・交流機会の充実	38
施策Ⅰ-4 子ども・若者の居場所づくり	40
施策Ⅰ-5 困難を抱える子ども・若者支援	42
基本方針Ⅱ 家庭と暮らしをささえる	44
施策Ⅱ-1 子どもと家庭を支える切れ目のない支援	44
施策Ⅱ-2 保護者の就労・生活支援	46
施策Ⅱ-3 ひとり親家庭への支援	48
基本方針Ⅲ 気づき、つなぐ体制をつくる	50
施策Ⅲ-1 子ども・若者を支える人材の育成	50
施策Ⅲ-2 支援体制の整備	52
施策Ⅲ-3 地域全体で見守り支える環境づくり	54
第5章 計画の推進	56
(1) 計画の推進体制	56
(2) 計画の進捗管理・評価	56

第1章 策定にあたって

1 (仮称)新潟市子どもの貧困対策推進計画とは

(1) 計画策定の趣旨と背景

「平成 28 年国民生活基礎調査」によると、平成 27 年時点の日本の子どもの貧困率は 13.9%となっています。前回調査（平成 24 年時点）と比べると低下したものの、およそ 7 人に 1 人が相対的貧困の状況のもとで暮らしていることがうかがえます。こうした子どもたちの厳しい状況などを背景に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行され、同年 8 月には、子どもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。大綱では、「日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である」との認識のもと、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることの重要性を謳っています。

新潟市においても、法や大綱の趣旨に鑑み、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していくことができる社会の実現を目指した取組を総合的、効果的に推進するため、「(仮称)新潟市子どもの貧困対策推進計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえつつ、市政の最上位計画である「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」および関連計画となる「新すこやか未来アクションプラン（新潟市子ども・子育て支援事業計画）」等との整合性を図ったうえで、新潟市が取り組む子どもの未来応援のための施策・事業を効果的かつ着実に実行していくための計画です。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

ただし、法律、大綱その他制度の改正や上位計画の見直し等により、必要に応じて本計画も見直すこととします。

2 国・県の動向

(1) 国の動向

① 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が平成25年6月に成立、平成26年1月17日に施行されました。

【基本理念】（第2条）

○子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

○子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行わなければならない。

【国の責務】（第3条）

○国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【地方公共団体の責務】（第4条）

○地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

② 「子供の貧困対策に関する大綱」の策定

平成26年8月、国は、法に基づき、すべての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を策定しました。

大綱では、子供の貧困対策に関する基本的な方針とともに、子供の貧困率や生活保護世帯に属する子供の進学率、ひとり親家庭の親の就業率などの指標を定め、指標の改善に向けた当面の重点施策として、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援などの具体的な取組みを明示しています。

【大綱に掲げる事項】（法第8条2項）

○子供の貧困対策に関する基本的な方針

○子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

○教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

○子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）



③ 「子供の未来応援国民運動」の推進

大綱では、子どもの貧困対策に取り組むに当たって、国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって国民の幅広い理解と協力を得ることにより、国民運動として展開することとしています。これを受け、平成27年4月2日の「子供の未来応援国民運動」発起人集会において同国民運動の趣意書が採択され、同趣意書に基づく各種事業について、その具体化に向けて取り組まれています。

運動の一環として、専用のホームページを立ち上げ、すべての子どもたちがそれぞれの夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指した様々な取組に関する情報を提供しています。

また、「子供の未来応援基金」では、草の根で子どもたちへの支援活動を行うNPO法人等の運営基盤の強化や、掘り起こしを行い、社会全体で子供の貧困対策を進める環境を整備することを目的として、NPO法人等への支援金の交付を行っています。



④ 「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の推進

平成 27 年 12 月、国は、経済的に厳しい状況に置かれているひとり親家庭や多子世帯の自立を応援するため、子育て、教育、生活、就業、住居、経済面などの支援の一層の充実を図るとともに、それらの支援が必要な家庭に確実につながる仕組みの構築を目的として、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」をとりまとめました。

プロジェクトでは、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援・学習支援などの総合的な支援の充実を図るとし、①支援につながる、②生活を応援、③学びを応援、④仕事を応援、⑤住まいを応援、⑥社会全体で応援の6つの項目において、施策の方向性を示しています。



(2) 「新潟県子どもの貧困対策推進計画」の策定

国の動向等を踏まえ、新潟県では、平成 27 年 6 月に新潟県子どもの貧困対策推進計画検討委員会を設置、平成 28 年 3 月に「新潟県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

計画では、「子どもに対する支援」、「保護者等に対する支援」、「連携推進体制の構築」、「子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進」の4つの柱を掲げ、子どものライフステージに応じた施策の推進や保護者等に対する生活支援、経済的支援及び就業支援、学校をプラットフォームとした教育・福祉・労働・司法等の関係機関の連携による総合的な対策の推進に取り組むこととしています。

「新潟県子どもの貧困対策推進計画」の概要

計画策定の趣旨

子どもの貧困対策を推進するため、子どもの貧困対策についての現状把握や課題を整理した上で、新潟県子どもの貧困対策推進計画を策定し、施策を展開していくこととします。

〈計画策定根拠〉子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画の策定

基本理念

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

計画期間

平成27年度～平成32年度＜6年間＞

基本目標

- 1 第一に子どもに視点を置き、切れ目のない施策の実施等に配慮します
- 2 保護者等への支援についても、子どもへの支援と同様に重要であるとの認識を持って取り組みます
- 3 教育・福祉・労働・司法等の関係機関が連携し、貧困対策を総合的に進めます
- 4 子どもの貧困の実態把握に努め、実態を踏まえて対策を推進します

達成目標

「子育てに対する経済的支援について配慮されている」と感じる県民の割合

34.2% (H26) ⇒ 上昇させる (H32)

施策の方向性

I 子どもに対する支援

～子どものライフステージに応じた施策を推進～

1. 就学前

- 妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を実施し、支援が必要な家庭の早期把握に努めます。
- 幼児期の教育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、保育・幼児教育、子育て支援の充実を図ります。

2. 小・中学生期

- 児童生徒一人一人にきめ細かい支援を行えるよう、少人数学級の推進や、学校の教育相談体制の充実など、教育環境の整備・充実を図ります。
- 児童生徒一人一人が確かな学力を身に付けることができるよう、学校や地域における学習支援・個別支援の充実を図ります。

3. 高校生期

- 全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、教育費の負担軽減を図るとともに、ふるさと新潟で夢をかなえることができるよう、ふるさとへの愛着や誇りと、自分の将来を設計し、自立して生きていく力をはぐくみます。

4. 支援を必要とする若者

- 社会的自立に向けて支援が必要な若者などに対して、適切な社会生活が営めるよう、生活支援、就業支援、就学支援を実施します。

5. 支援する人員の資質の向上等

- 支援を必要とする方に適切に支援を提供することができるよう、相談対応職員の資質の向上を図ります。

II 保護者等に対する支援

○保護者やその他の世帯員の複合的な課題に対応するため、保護者等への支援も、子どもへの支援と同様に重要であるとの認識を持ち、生活支援、経済的支援及び就業支援を実施します。

III 連携推進体制の構築

○学校をプラットフォームとして位置付け、教育・福祉・労働・司法等の関係機関が連携し、貧困対策を総合的に進めます。

IV 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

○子どもの貧困対策に取り組むに当たっては、子どもの貧困の実態を適切に把握した上で、施策を推進します。

第2章 新潟市における子ども・家庭の状況

1 子ども・若者の生活状況等の把握

本市における子どもや若者のいる世帯の生活状況を把握し、子どもの貧困に関連した計画の策定及び支援施策について検討するため、市民を対象としたアンケート調査及び支援団体を対象としたヒアリング調査を実施しました。

(1) 新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査(市民アンケート)

○ 調査期間：平成29年6月29日～7月12日

○ 調査方法：郵送による配付・回収

○ 調査対象：

種別	対象
一般世帯 (保護者又は本人)	市内在住で、平成29年4月1日現在の年齢が0歳から24歳未満の子ども・若者がいる世帯から無作為抽出
児童扶養手当受給世帯 (保護者)	市内在住で、平成29年4月1日現在、児童扶養手当受給資格のある世帯から無作為抽出
児童扶養手当受給世帯 (子ども)	市内在住で、平成29年4月1日現在、児童扶養手当受給資格のある世帯の子ども(12歳から17歳)から無作為抽出

○ 配布・回収：

種別	配付数	回収数	回収率
一般世帯 (保護者又は本人)	4,000票	1,623票	40.6%
児童扶養手当受給世帯 (保護者)	1,000票	383票	38.3%
児童扶養手当受給世帯 (子ども)	1,000票	284票	28.4%
合計	6,000票	2,290票	38.2%

(2) 支援団体等調査(支援者ヒアリング)

○ 調査期間：平成29年7月31日～8月10日

○ 調査方法：ヒアリング調査

○ 調査対象：教育・福祉関係者、児童福祉施設等 34団体

2 子どもがいる世帯等の状況

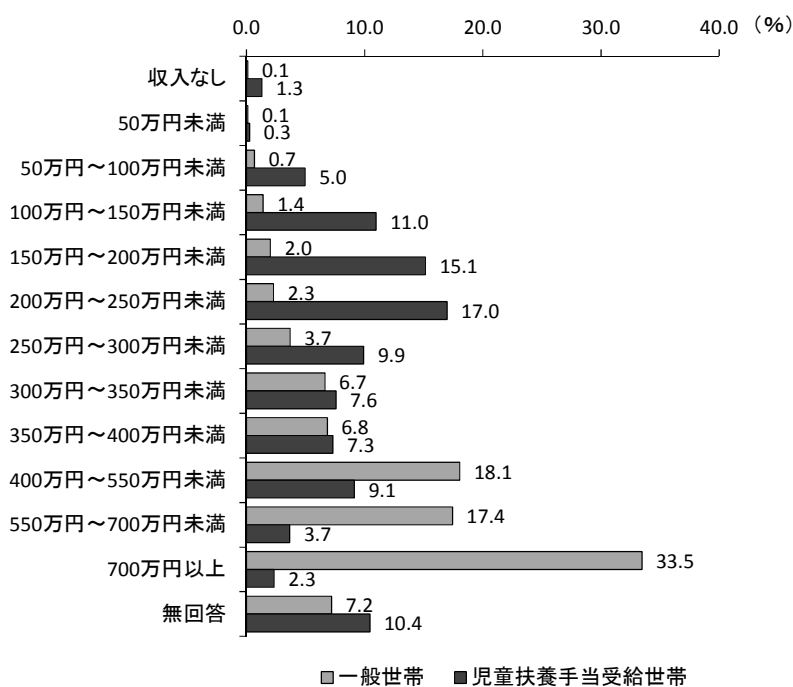
(1) 経済的状況

平成 29 年度に実施した「新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査」(以下「アンケート調査」という。)によると、年間の世帯収入の合計額は、一般世帯では「700 万円以上」が最も多く、児童扶養手当受給世帯では、「200 万円～250 万円未満」の割合が高くなっています。

世帯収入から可処分所得を算出し、国が「国民生活基礎調査」から算出した「相対的貧困線」より下回ったり、経済的な理由により家族が必要な食料や衣料を買えない、もしくは電気・ガス・水道料金や電話代の未払い、家賃やローンの滞納等の経験がある人は、一般世帯では全体の 1 割強、児童扶養手当受給世帯では全体の約 5 割となっており、経済的に困難な状況に置かれていることがうかがえます。

また、児童扶養手当受給世帯の約 40%が「有料の学習塾」や「有料の習い事」、「年に 1 回くらい家族旅行に行く」経験について、経済的にできないと回答しています。

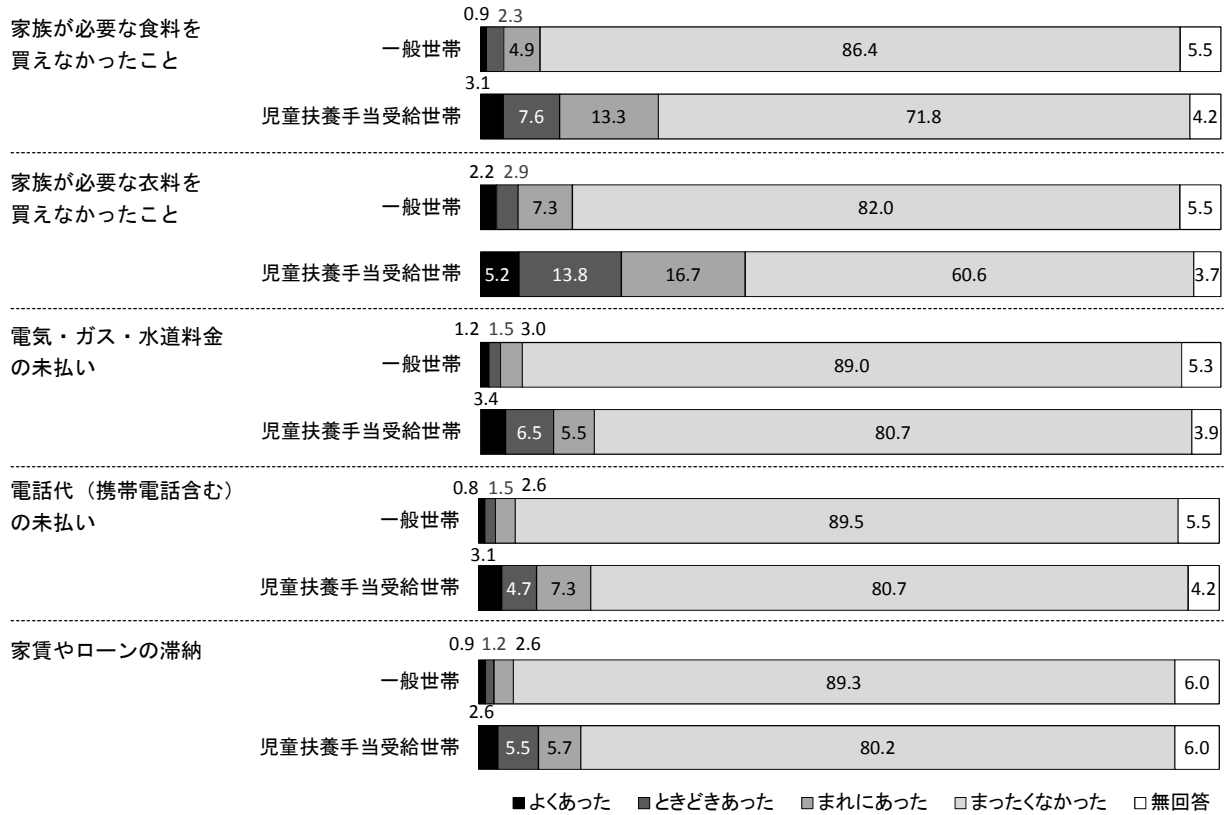
■平成 28 年の世帯収入の合計※



※働いて得た収入、養育費、年金収入、児童扶養手当等を含む全て

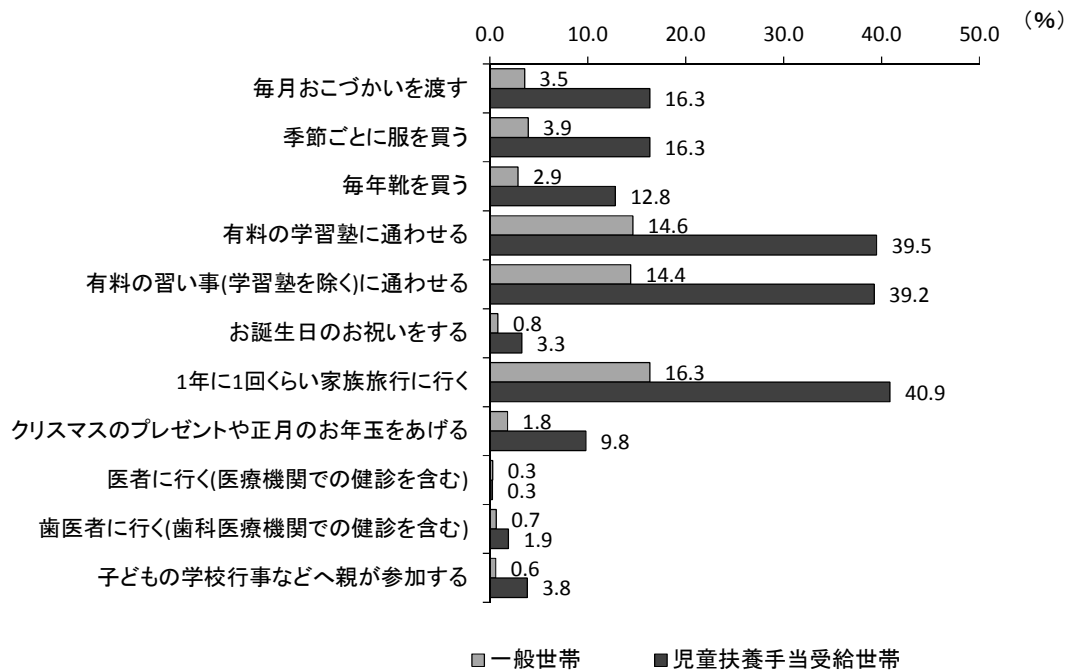
(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

■ 経済的な理由により買えなかった、支払えなかった経験の有無



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

■ 経済的にできないこと



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

～経済的状況別によるアンケート調査の分析について～

アンケート調査を分析するにあたり、経済的な状況による生活実態の違いや経済的困窮が与える影響等を把握するため、以下のとおり所得区分を分類しています。

① 世帯収入による分類

国が国民生活基礎調査から算出した「貧困線」を基準として、世帯収入の状況から世帯人数等を勘案して算出した所得（※）をもとに、基準を下回る世帯を「所得区分Ⅰ」、上回る世帯を「所得区分Ⅱ」として分類しています。

（※）国の貧困線は「可処分所得」で示されていますが、本調査では選択肢から「世帯年収」を回答いただいているため、可処分所得に相当する世帯収入を算出し、世帯人数を勘案して分類しています。

② はく奪状況による分類

①による分類を補完することを意図し、はく奪状況による分類を加えています。

過去1年以内の経験について聞いた以下の5つの項目について、経済的な理由により「よくあった」、「ときどきあった」と回答した世帯については、経済的な困窮状況がうかがわれることから、①による分類で基準を上回る場合でも「所得区分Ⅰ」として分類しています。

- 家族が必要な食料を買えなかったこと
- 家族が必要な衣料を買えなかったこと
- 電気・ガス・水道料金の未払い
- 電話代（携帯電話含む）の未払い
- 家賃やローンの滞納

■分類イメージ

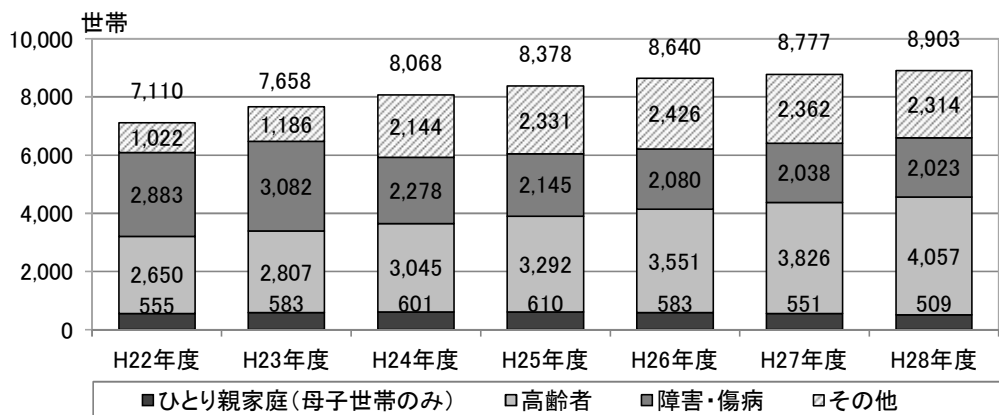
		はく奪状況	
		買えない・未払いの 経験なし	買えない・ 未払いの 経験あり
所得	高 (貧困線以上)	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅰ
	低 (貧困線未満)	所得区分Ⅰ	所得区分Ⅰ

(2) 生活保護世帯の状況

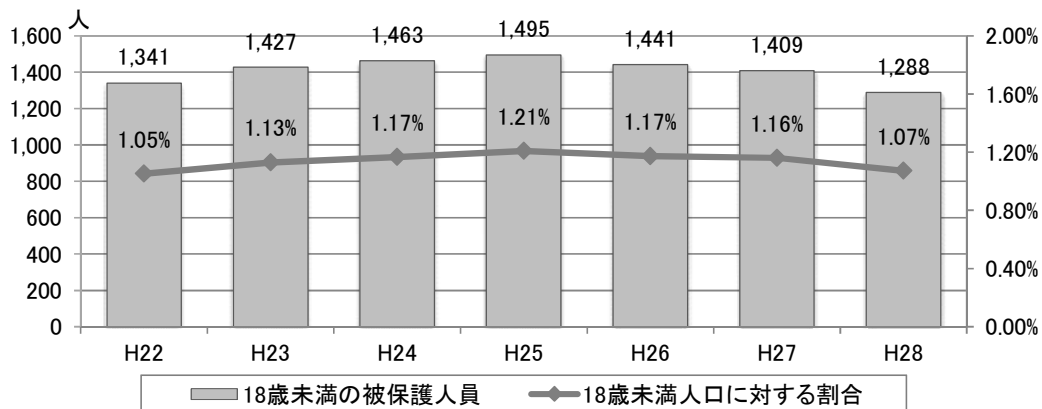
生活保護を受給する世帯数の推移をみると、平成 22 年以降増加傾向にあり、平成 28 年度で 8,903 世帯となっています。そのうち母子世帯数は、平成 25 年度から減少してきており、平成 28 年度で 509 世帯となっています。

生活保護を受給する世帯における 18 歳未満の人数は、平成 22 年度以降で最も多かった平成 25 年度で 1,495 人、その後減少に転じ、平成 28 年度で 1,288 人となっています。

■生活保護受給世帯数の推移



■18歳未満の被保護人員及び18歳未満人口に対する割合の推移



(各年 3 月末現在)

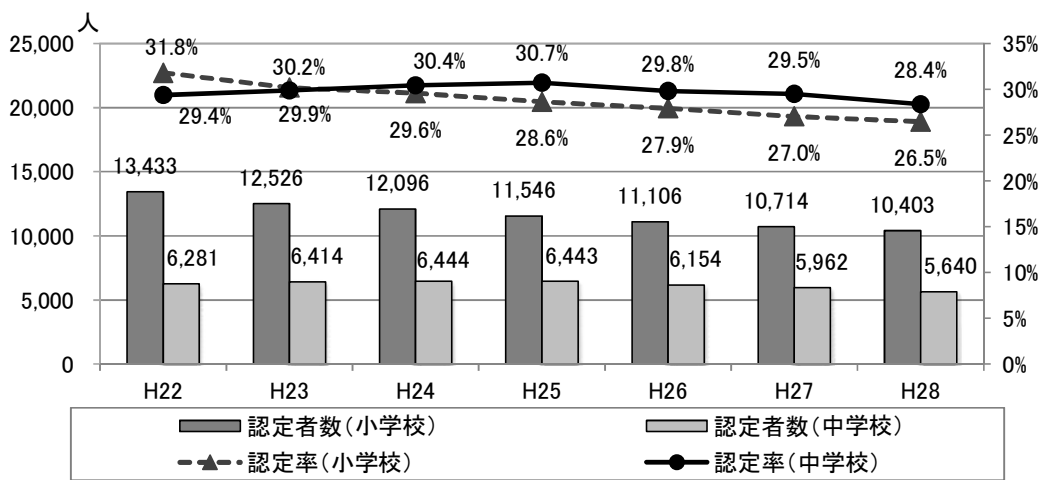
(3) 就学援助の状況

経済的な理由により子どもを小中学校に就学させることが困難な保護者に対して学用品費等を支給する「就学援助」の認定者数は、平成 28 年度で小学校が 10,403 人、中学校が 5,640 人となっており、全児童生徒数の 3 割弱が認定されています。

推移をみると、小学校では、平成 22 年以降、認定者数、認定率ともに減少傾向にあり、中学校では、平成 25 年度まで増加し、その後、減少傾向に転じています。

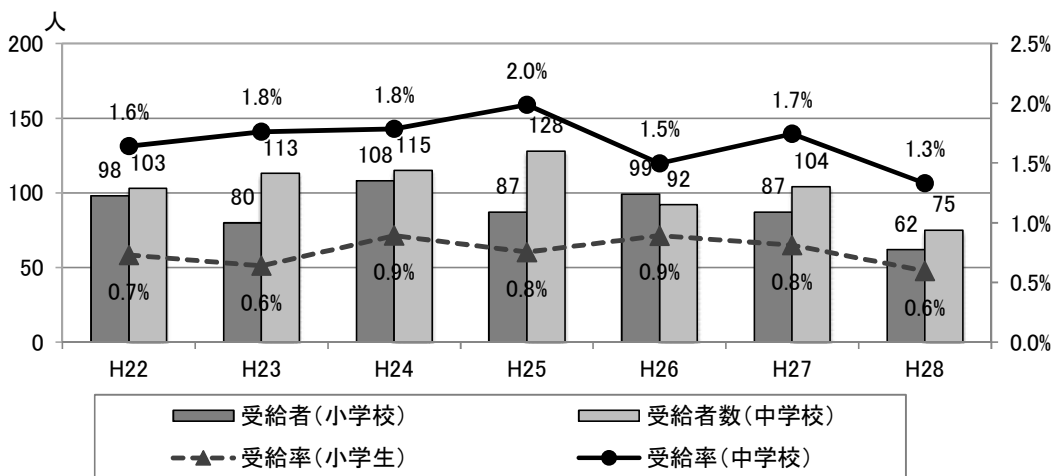
就学援助認定者のうち、生活保護（教育扶助）の受給者は、平成 28 年度で小学校が 62 人（受給率 0.6%）、中学校が 75 人（同 1.3%）となっています。

■ 就学援助の認定者数・認定率の推移



(新潟市教育委員会調べ)

■ 生活保護（教育扶助）受給者数・受給率の推移



(新潟市教育委員会調べ)

(4) ひとり親世帯の状況

本市のひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯、父子世帯ともに、平成12年から平成17にかけて大きく増加し、その後は概ね横ばいで推移しており、平成27年10月現在で母子世帯数が4,153世帯、父子世帯数が417世帯となっています。

また、ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の受給者数は、平成22年度以降、5,600人前後で推移しています。

アンケート調査の結果から児童扶養手当受給世帯の世帯年収をみると、母子世帯では、「100～200万円未満」が約4割で最も高く、300万円未満の世帯が全体の9割近くを占めています。父子世帯では、「300～400万円未満」が約3割で最も高くなっていますが、半数以上は300万円未満となっています。

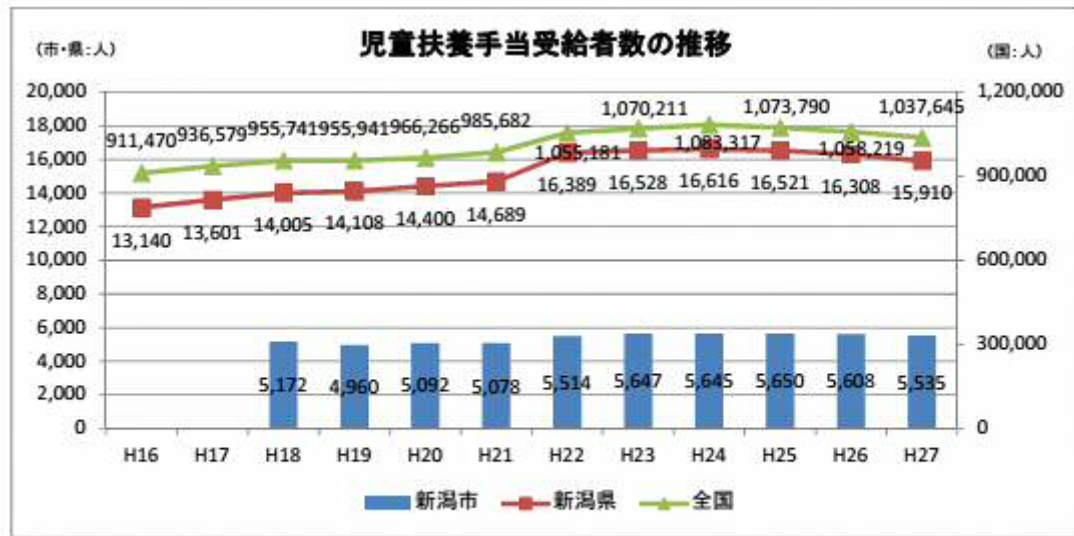
■ 母子世帯・父子世帯数の推移



※国勢調査における母子(父子)世帯とは、未婚、死別又は離別の女親(男親)とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯をいう。

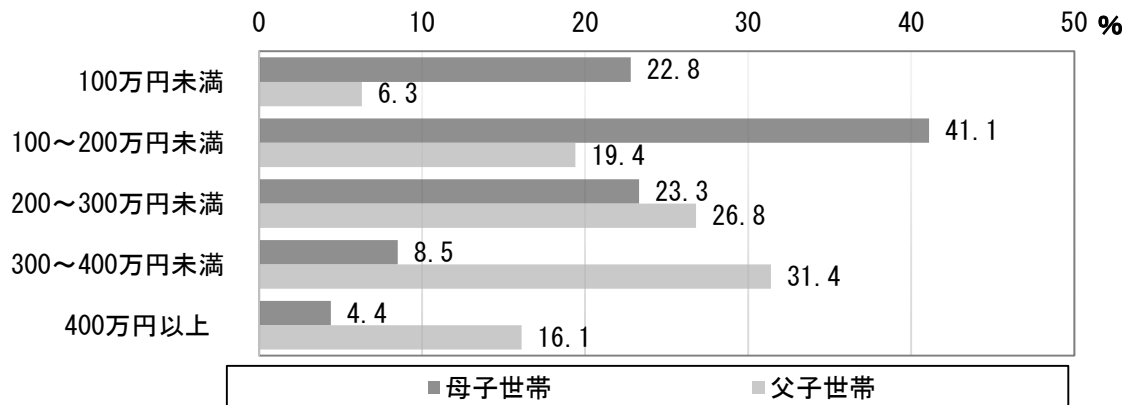
※H12年度の新潟市数値は合併前数値
(総務省統計局 国勢調査)

■児童扶養手当受給者数の推移



※各年度3月末日現在
 ※H22.8月から父子世帯も支給対象となっている。
 (厚生労働省 福祉行政報告例)

■児童扶養手当受給世帯の世帯収入



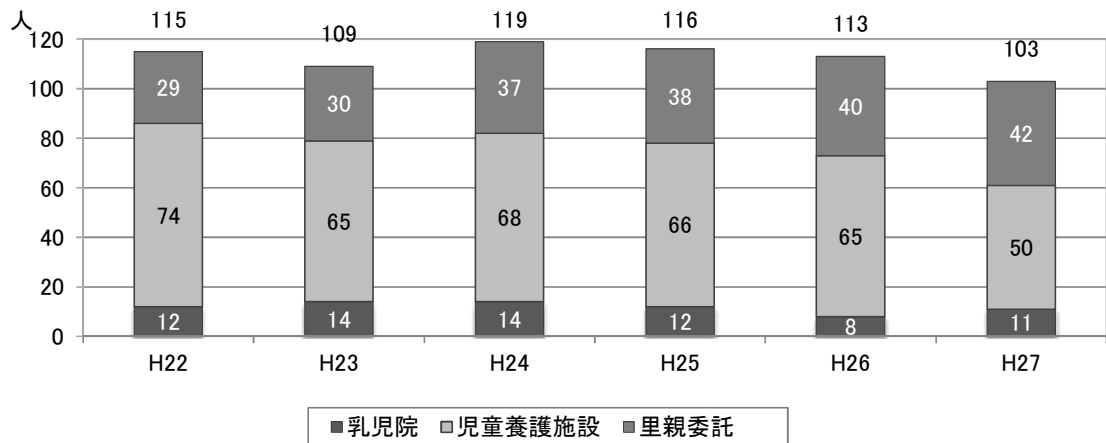
(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

(5) 社会的養護の状況

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う「社会的養護」のもとで暮らす子どもの人数は、平成 27 年度末時点で乳児院が 11 人、児童養護施設が 50 人、里親委託が 42 人、計 103 人となっています。

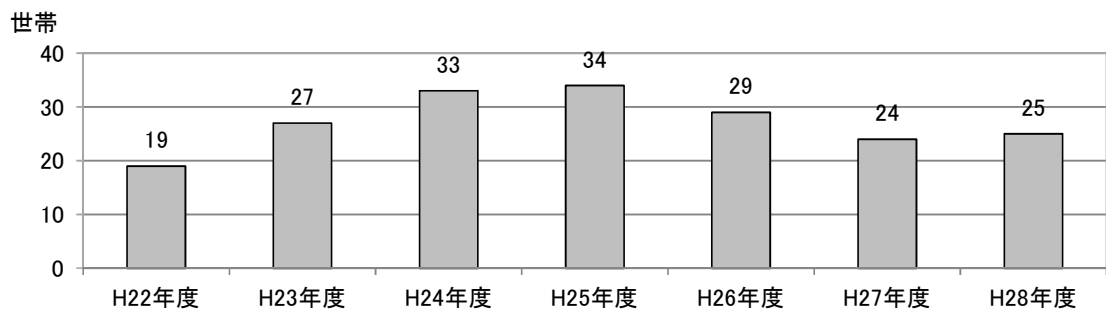
また、母子生活支援施設には、平成 28 年度で 25 世帯が入所しています。

■ 乳児院・児童養護施設の入所及び里親委託人数の推移



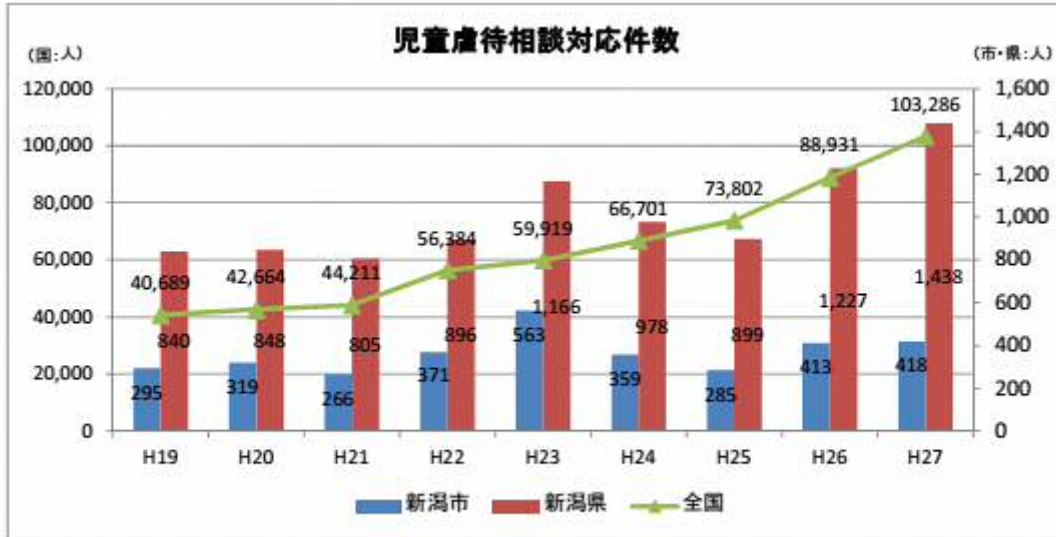
(厚生労働省 福祉行政報告例)

■ 母子生活支援施設の入所世帯数の推移



(6) 児童虐待の状況

児童相談所において相談を受け、対応した児童虐待の件数は、全国、県ともに増加傾向にあり、本市では年度により増減がみられ、平成27年度の相談対応件数は418件となっています。



(市児童相談所調べ)

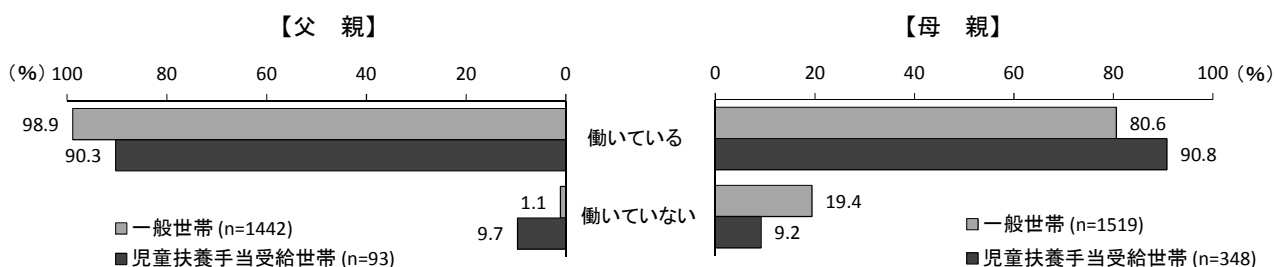
3 保護者の状況

(1) 就労状況

保護者の就労状況は、アンケート調査によると、児童扶養手当受給世帯では、1割弱の親が「働いていない」と回答しています。

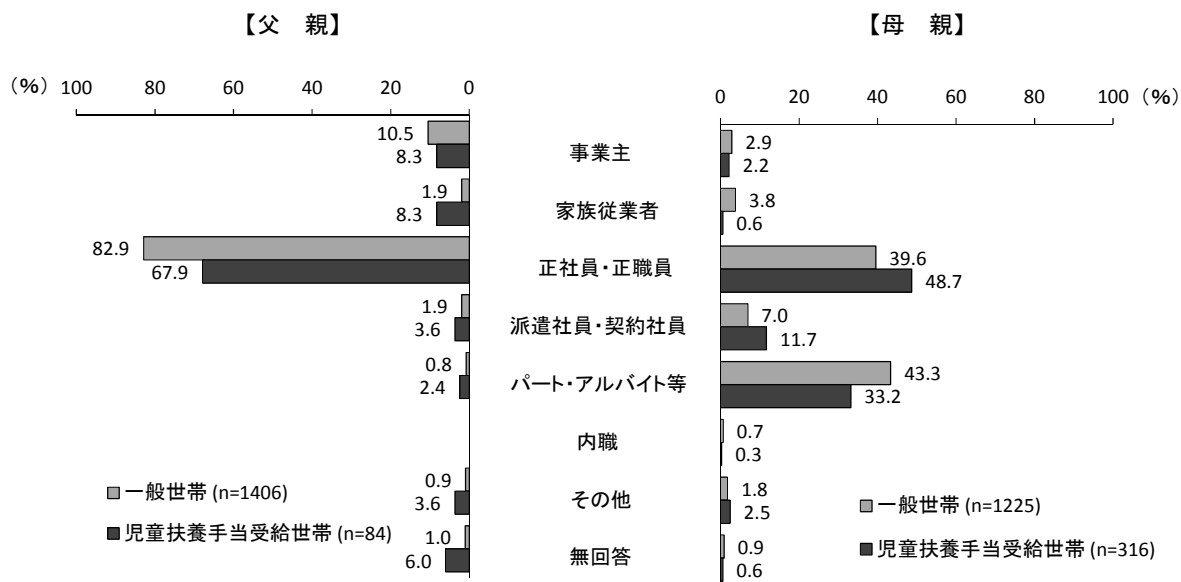
就労形態について、児童扶養手当受給世帯の父親では、「正社員・正職員」が7割弱となっており、一般世帯と比べて低くなっています。また、児童扶養手当受給世帯の母親では、5割弱の人が「派遣社員・契約社員」、「パート・アルバイト等」、「内職」となっており、不安定な就労環境に置かれていることがうかがえます。

■ 就労状況



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

■ 就労形態



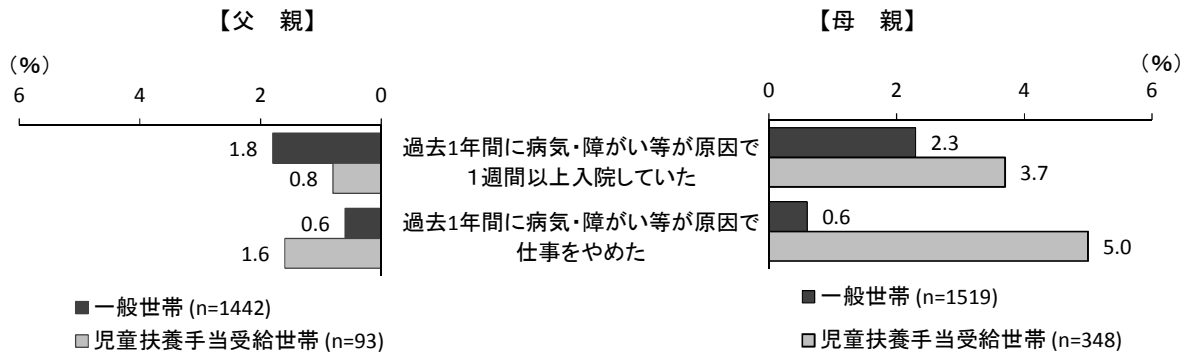
(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

また、支援団体等を実施したヒアリング調査（以下「ヒアリング調査」という。）では、以下のような意見が聞かれました。

- 発達障がいや精神疾患がある場合などは、就労できない、就労しても長続きしないなど不安定な状況が続いてしまうケースが多い。
- DV被害者などは、加害者の接触を避けたり、男性恐怖症などにより職業の選択や勤務地が限られてしまうケースもある。
- ひとり親で収入が低い場合は、長時間就労やダブルワークで心身が疲弊している状況がみられる。また、夜、子どもを置いて働きに出ていくケースもある。
- 保育園が決まっていないと就労が厳しいが、就労していないと保育園に入れれないという状況は、ひとり親にとって厳しい。保育園が確定するまで、精神的なサポートも必要。
- 困難を抱えている家庭では、日々の生活に精いっぱいであり、将来へのビジョンを見据えた計画的な生活ができていない。

(2) 障がい・疾病の状況

アンケート調査において、保護者の障がい・疾病の状況をうかがったところ、児童扶養手当受給世帯の母親の5%の方が、過去1年間に、病気・障がい等が原因で仕事をやめた経験があると回答しています。



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

ヒアリング調査では、以下のような意見が聞かれました。

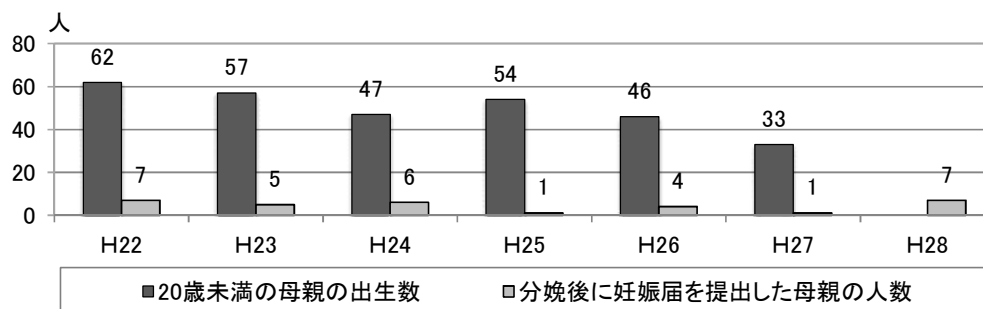
- 保護者にうつ病等の精神疾患や障がいがあり、安定した就労が難しいケースや、離婚・結婚を繰り返すなど母子世帯やステップファミリーとなるケースがみられる。
- 精神疾患を抱えている保護者の場合、本人が支援を受けることを拒むケースも多い。また、家族に精神疾患がある場合などで、家庭に波風を立てたくない、他の家族から介入を拒まれるケースもある。
- 医療受診を進めても、就労を優先させてしまったり、自身の疾病を問題視していないケースがみられる。

(3) 若年出産の状況

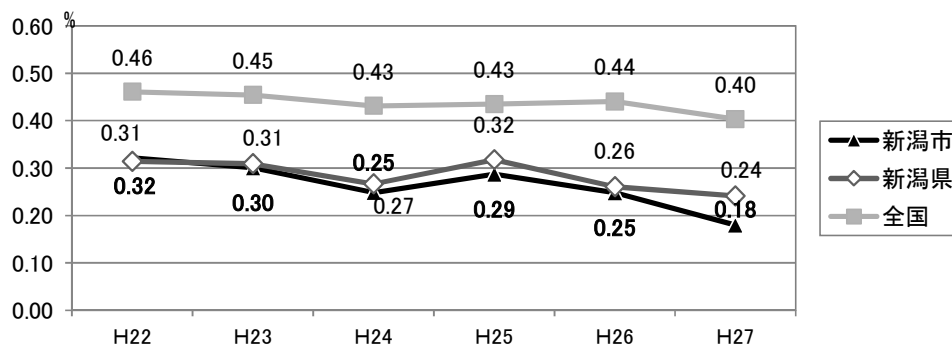
20歳未満に出産した母親は、平成27年度で33人となっています。15歳以上20歳未満の女性に対する割合は0.18%で、全国と比べて低い値となっています。

また、分娩後に妊娠届を提出した母親の数は、平成28年度で7人となっています。さまざまな事情で分娩後まで提出していないことが想定されますが、妊娠中において適切な支援、指導が受けられていない状況にあったと考えられます。

■20歳未満の母の出生数及び分娩後に妊娠届を提出した母親の数の推移



■15～20歳未満の女性に対する20歳未満の母の出生数の割合の推移



また、ヒアリング調査では、以下のような意見が聞かれました。

- 若年で未婚、生活設計がたたないまま妊娠・出産するケースや、無計画に子どもを妊娠・出産してしまうケースがみられる。
- 特定妊婦では、知的能力や理解力が低いために困難な状況となっているケースがみられ、育児や周囲との関係の構築などに丁寧な支援が必要である。
- 未婚の場合、相手方に対して子の認知や養育費の請求に消極的な人がいる。妊娠・出産に至った経緯が複雑で、公にしたがらない傾向もあり、自立生活に向けた情報が不足しがちになる。

(4) 過去の経験

アンケート調査の結果をみると、一般世帯に比べ、児童扶養手当受給世帯では、「両親の離婚」や「成人前の経済的困窮」を経験している人の割合が高く、特に所得区分Ⅰの世帯でその割合が高くなっています。一般世帯においても所得区分Ⅰの世帯では、所得区分Ⅱの世帯比べ、「両親の離婚」や「本人の離婚」、「成人前の経済的困窮」等の割合が高くなっています。

また、両親の最終学歴をみると、「大学」の割合が、所得区分Ⅰの世帯と所得区分Ⅱの世帯で大きな差がみられます。

ヒアリング調査では、以下のような意見が聞かれました。

- 家庭環境が複雑だったり、幼少期の体験や家族関係等により、親族との交流がなく、育児への協力や支援が得られていないケースがみられる。
- 保護者が両親からの虐待や愛着の問題を抱えたまま家庭を持った場合、子どもの愛し方を知らなかったり、精神的に不安定さを抱えたりしているケースもある。

(5) 子どもとの関わり

ヒアリング調査では、困難を抱えている家庭の保護者と子どもとの関係について、以下のような意見が聞かれました。

- 生活することで精いっぱい、子育てや養育への関心が薄い状況がみられる。
- 子どもが不登校であっても、改善しようとする意識が低い保護者もいる。一方で、不登校であることを責めたり、否定したりする保護者もみられる。
- たとえば勉強会に参加させたいと考えている親などは、子どもに対して深い愛情を持っている親が多いが、一部、参加させているものの勉強の進み具体に無関心な親や、過度に期待する親もいる。
- 学校の提出物が遅いケースが多い。
- どこへ行くにも一緒に、すべて決めたり指示したりしてしまう親もいる。自分の思い通りにいかなくなると虐待につながっていくこともある。
- 親が障がいや疾患がある場合など、子どもが離れていくことに不安を感じたり、子どもに依存しているケースもみられる。
- 子どもを小さな大人だと思っている状況がみられる。

(6) 地域・社会とのつながり

アンケート調査の結果をみると、地域とのつき合いの程度について、所得区分Ⅰの世帯と所得区分Ⅱの世帯を比べると、所得区分Ⅱの世帯のほうが「ある程度付き合っている」の割合が高く、「あまり付き合っていない」、「全く付き合っていない」の割合が低くなっています。また、児童扶養手当受給世帯では、一般世帯に比べ「あまり付き合っていない」の割合が高くなっています。

困った時の相談相手について、「いる」人の割合が、一般世帯の所得区分Ⅰの世帯及び児童扶養手当受給世帯では約8割となっており、所得区分Ⅱの世帯と比べて低い割合となっています。特に児童扶養手当受給世帯の所得区分Ⅰの世帯では、「欲しいがいない」と回答した人が2割弱と他と比べて高く、孤立を感じている人が多い状況がうかがえます。

ヒアリング調査では、以下のような意見が聞かれました。

- 適切な支援につなげるためには、支援対象者と信頼関係があり、さまざまな調整ができるといったキーパーソンの存在が重要である。キーパーソンには家族・親戚、友だちなどがなり得る。
- ファミリー・サポートなど、困難を抱える家庭に寄り添いながら、外部とのつながりの一助となる支援が有効。
- 困難を抱える子どもや家族が自ら発したSOSには丁寧に対応することが重要。相談しても何も解決しなければ、その後SOSを発信することなく孤立し、虐待など、より困難な状況に発展しかねない。
- 周囲との関わりを避ける人は、「同じ境遇の人でないと理解してもらえない」という気持ちもあるのではないか。関わりたくないのではなく、関わるのが怖い。その怖さを取り除いていくことが人との関わりや支援につながるのではないか。

4 子どもの状況

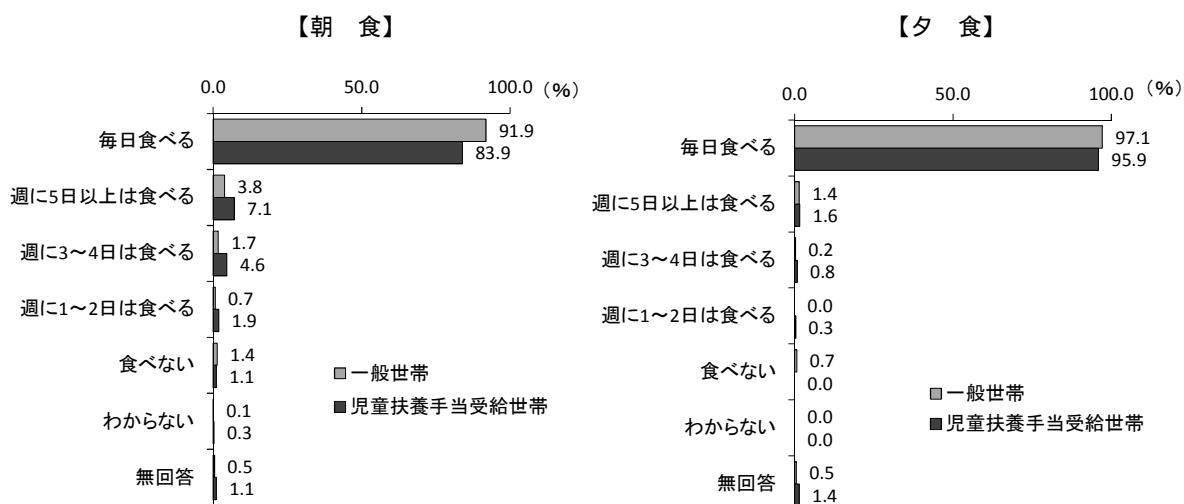
(1) 食事、生活習慣の状況

アンケート調査で保護者に子どもの食事の状況についてうかがったところ、一般世帯の子どもの約1割、児童扶養手当受給世帯の子どもの2割弱が朝食を欠食している状況がみられ、いずれも所得区分Ⅰの世帯と所得区分Ⅱの世帯で差異がみられました。

また、夕食の欠食状況は、児童扶養手当受給世帯の所得区分Ⅰの世帯で欠食している子どもの割合が比較的高くなっています。

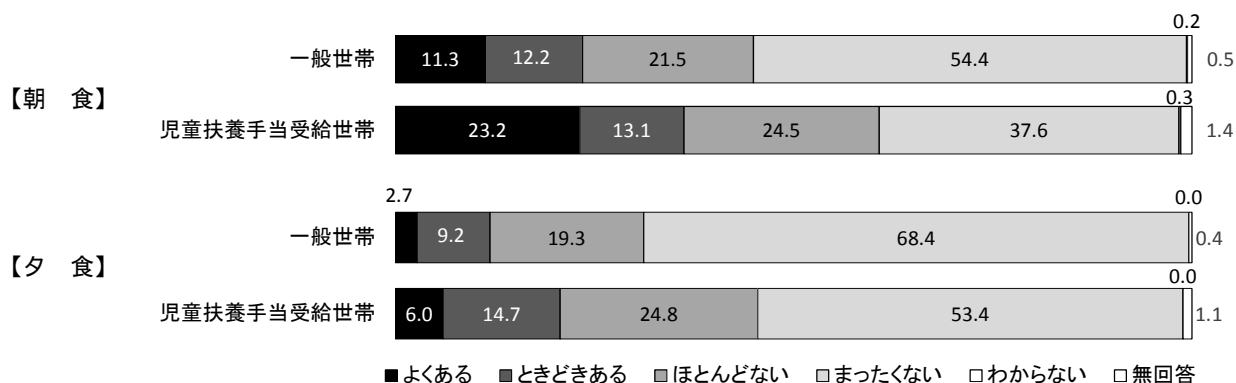
子どもだけで食べている状況について、一般世帯の子どもの約2割、児童扶養手当受給世帯の子どもの4割弱が朝食を一人で（または子どもだけで）食べていると回答しており、いずれも所得区分Ⅰの世帯でその割合が高くなっています。

■ 朝食・夕食の欠食状況



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

■ 子どもだけで食べること



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

ヒアリング調査では、以下のような意見が聞かれました。

- 母子家庭で、母子ともに昼夜逆転してしまっているため、朝起きることができず、学校に通えていないケースがみられる。
- 朝食を食べてこない子どもは多い。給食が唯一の栄養源という子どもも少なくない。偏食の子どもでは、肥満傾向がみられる。
- 身なりが著しく整っていない子どもは少ないが、季節にあった服装をしていない、体の大きさに合っていない、下着がきょうだいのお古といったケースや、同じものを何日も着てくる、入浴していないなど、清潔でない身なりの場合等もみられる。

(2) 健康状態、障がい・疾病の状況

アンケート調査において、保護者に子どもの健康状態についてうかがったところ、一般世帯の子どもでは「良い」「どちらかといえば良い」が9割弱であるのに対し、児童扶養手当受給世帯の子どもでは8割程度と差がみられました。また、所得区分Ⅰの世帯では所得区分Ⅱの世帯に比べて「良い」の割合が低く、「どちらかといえばよい」、「普通」の割合が高くなっています。

むし歯の状況では、一般世帯の子どもと児童扶養手当受給者の子どもでは、「ない」の割合に差がみられました。一般世帯でも所得区分Ⅰの世帯は所得区分Ⅱの世帯と比べて「ない」の割合が低くなっています。

ヒアリング調査では、以下のような意見が聞かれました。

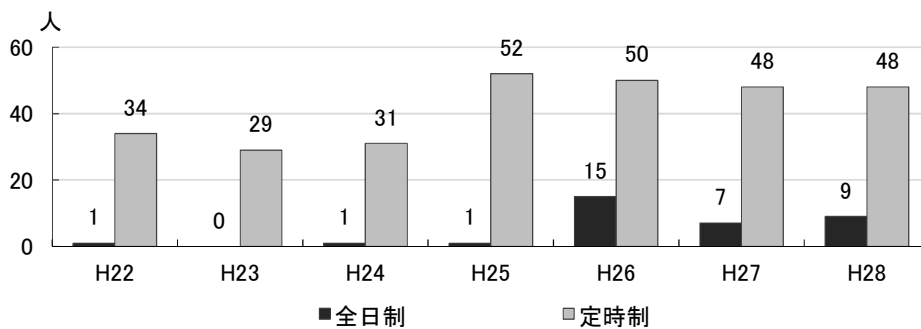
- 困難を抱えている家庭の子どもは、発達障がいやコミュニケーションが苦手な子どもが多い。
- 食事の栄養バランスが悪く、また適切な医療を受けていないなど、心身の健康的な成長・保持が難しい子どもが見受けられる。
- 親の精神疾患や虐待等から積極的に友人関係を築けない状況もみられる。

(3) 学習・進学状況

市内の公立高校における中途退学者数は、平成28年度で全日制が9人、定時制が48人となっています。

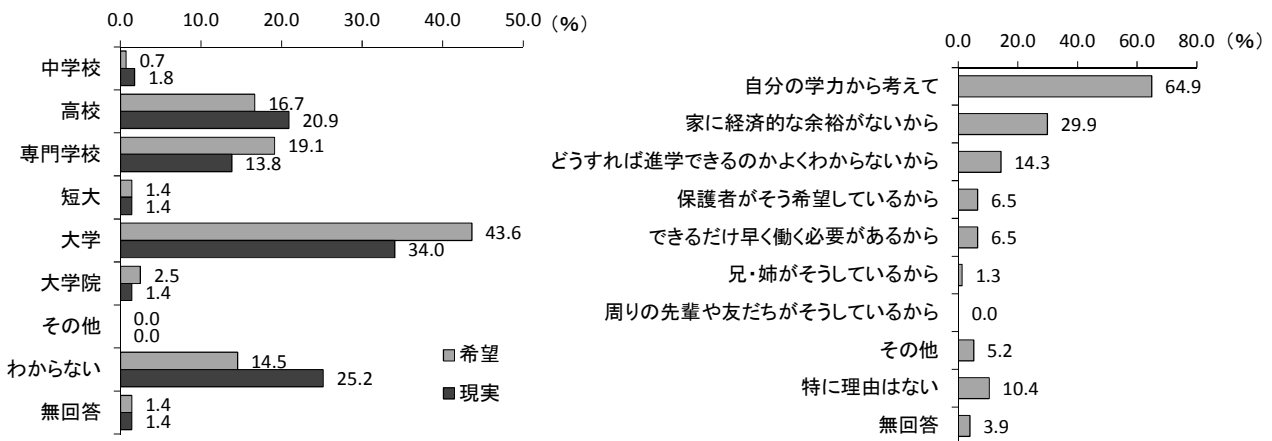
アンケート調査で、児童扶養手当受給世帯の子ども（中学生・高校生）に、進学の「希望」と「現実」についてうかがったところ、「希望」は「大学」が4割強となっていますが、「現実」は3割強と差がみられます。また、3割弱の人が、進学の理想と現実が異なると考えており、その理由について、「自分の学力」、「経済的余裕のなさ」が上位にきています。

■公立高校中途退学者数の推移



(市立高等学校校長会資料，中途退学等報告)

■進学の希望と現実（児童扶養手当受給世帯の子ども）



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査)

ヒアリング調査では、以下のような意見が聞かれました。

- 生活環境から家庭で学習する習慣ができておらず、基礎学力が伸びない。そのため、自己肯定感が低い場合も多い。
- ひとり親の場合などは、就労していると親の目やサポートが行き届かず、良い学習習慣を形成しづらい。
- 進学に対し、はっきりとした考えをもち、努力して勉強している子どももいる。
- 経済的に困窮している家庭の子どもは、授業料の高い私立学校には進学できず、公立など選択肢が限られるため、自分に合った学校に通うことができない場合もある。また、早くに働きに出なければならず、選べる職種が限られてくる。
- 給付型の奨学金は励みになるが、まだ進学に対する漠然とした不安は多い。
- 就労することで生活リズムが身につくが、就労ができない、見つからない場合はいつまでも寝ていて起きられず、生活リズムが乱れるケースもみられる。

(4) 社会性・自己肯定感の状況

子どもの社会性や自己肯定感の状況について、ヒアリング調査では、以下のような意見が聞かれました。

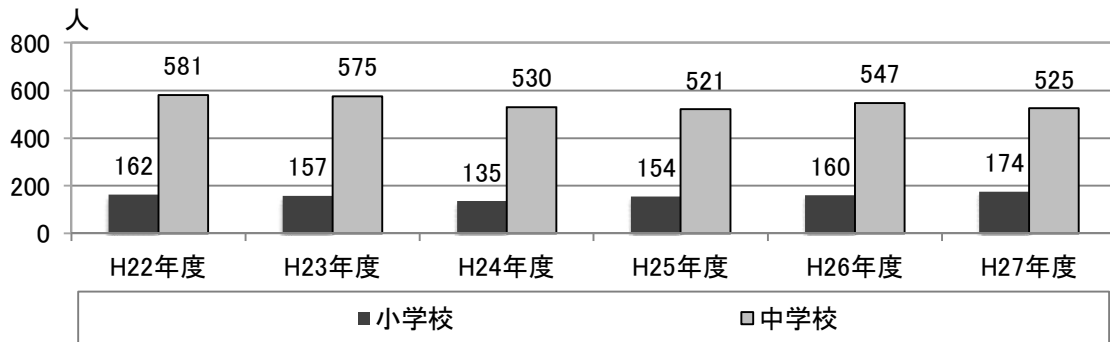
- 社会経験が十分でない場合、社会性や自立能力が身に付かなかったり、成功体験の少なさや学習の遅れ、親との関わり等から自己肯定感の低下が生じることがある。
- 自己肯定感の土台は3歳頃までに育まれるが、それ以降の関わりも重要。中学・高校などの多感な時期に親以外の大人の関わり方も大事である。
- 子どもが社会とのつながりを持つことが重要。親以外の大人との交流や関わりを持つ機会をつくっていかねばいけない。
- 子どもや中高生には、身近な将来の姿として大学生へのあこがれがある。さまざまな体験機会において大学生ボランティアと安心して関わるができるといい。
- 子どもには、信頼できる人を見つけることができる力、信頼する力を身に付けてほしい。
- 信頼できる大人と継続して関わるができるしくみがあるといい。

(5) 不登校の状況

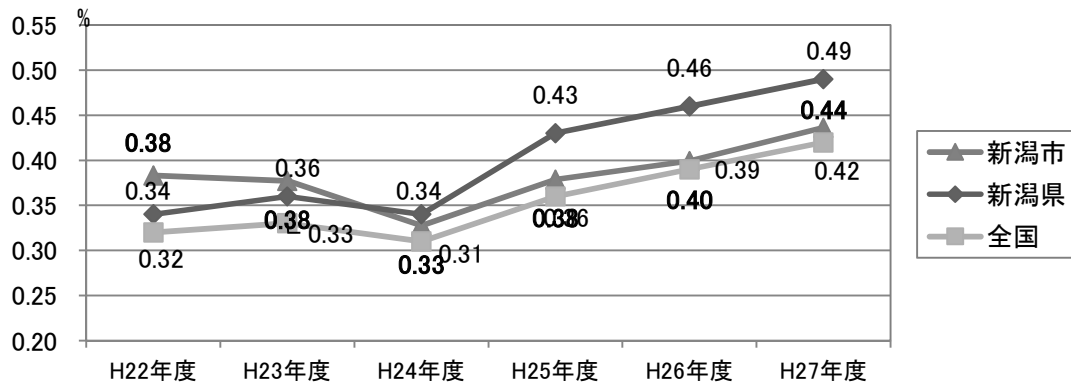
小・中学校の長期欠席者数は、小学校では150人前後、中学校では550人前後で推移しています。

在籍児童・生徒数に対する割合をみると、本市では新潟県より低く、全国と同程度となっています。小学校では増加傾向がみられ、中学校では概ね横ばいとなっています。

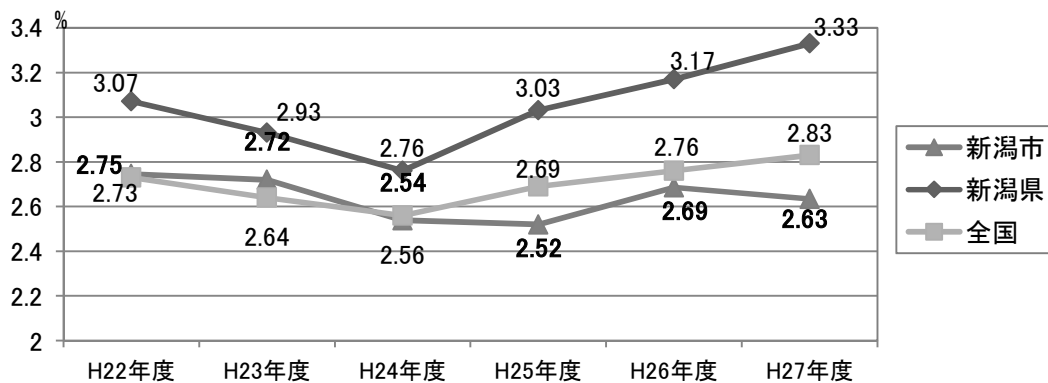
■新潟市の不登校児童・生徒数の推移



■在籍児童・生徒数に対する不登校児童・生徒数の割合の推移 (小学校)



(中学校)



ヒアリング調査では、以下のような意見が聞かれました。

- 不登校やひきこもりの背景として、コミュニケーションに困難さを抱えているケースや、学校での居場所がない状況等が多い。
- 不登校の子どもがいる場合、親は自分を責める場合も多く、親へのサポートも必要である。

5 今後の課題と施策に求められる視点

子どもがいる世帯やその保護者、子どもの状況から見えてくる今後の課題と求められる視点を以下のとおり整理します。

(1) 子どもの生活実態の把握ときめ細かな対応

国の調査では、およそ7人に1人にあたる13.9%の子どもが相対的貧困の状況にあると算出されています。本市においても、アンケート調査から、一般世帯の1割強、ひとり親世帯の約5割が経済的に困難な状況に置かれていることがうかがわれます。また、小中学校に通う児童生徒の保護者の約3割が就学援助を受けているなど、状況はさまざまではあるものの、ごく一部の世帯にとどまらない課題であることを認識し、地域全体で共有していくことが重要です。

子どもの貧困問題は「見えにくい」ともいわれていますが、今回のアンケート調査やヒアリング調査の結果を踏まえるとともに、引き続き、さまざまな場面、視点から子どもが置かれている生活状況の把握につとめ、実態に即したきめ細かな対応が求められます。

(2) 経済的援助にとどまらない総合的な支援

経済的に困難な状況に置かれている家庭では、経済的な理由により衣食住に必要なものが買えなかったり、多くの子どもがしている経験ができず、所持しているものが持てなかったり、あるいは、子どもが希望する進学をあきらめざるを得ない状況など、物質的なはく奪状態が生じていることが見えてきました。

また、家庭環境や社会体験が子どもの学習意欲や自己肯定感、社会性や自立する力の育成に影響を与え、貧困の連鎖が生じているとの指摘があります。

さらに、困難を抱えている家庭では、保護者自身が両親の離婚や成人前の経済的な困窮、配偶者からの暴力等を経験していたり、障がい、疾病等を抱えていたりするケースも多く、また、そうした状況により親族と疎遠になったり、地域から孤立しがちになる場合が多いとの指摘もあります。

このように、貧困状態にある家庭や子どもは、経済的な側面にとどまらない重層的な課題を抱えていることが多く、生活全体に寄り添いながら支えていく視点・取組が必要です。

(3) 社会全体で子どもの未来を応援し、貧困の連鎖を断つ

どのような家庭環境にあっても、子どもたちの自立する力を育み、未来に希望を持つことができるよう応援するためには、困難を抱えている家庭を支援するとともに、さまざまな大人が関わり、子どもたちの成長や経験を応援していくことが重要です。そうした気運を醸成し、多様な主体が連携し地域社会全体で子どもを見守り、育ていくことで、貧困の連鎖を断つための取組を推進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念（骨子）

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく

未来に向かって健やかに成長できるよう

地域全体で子どもとその家庭を支援する

2 基本方針（骨子）

基本方針1 子どもの未来を切り開く力を育む

子どもたちが未来に希望を持ち、課題や困難に立ち向かうたくましさや社会性、自立するための力を育みます。

基本方針2 家庭と暮らしを支える

困難を抱えている家庭が、地域社会とのつながりを保ち、安心して暮らしていく基盤づくりを支援します。

基本方針3 気づき、つなぐ体制をつくる

子どもや若者が抱える課題等について理解を深め、地域全体で共有しながら、多様な主体によるきめ細かな支援につなげることができる体制を整備します。

3 現状把握のための指標（今後検討）

（参考）国が掲げる 25 の指標

No.	指標	指標数値			基準日・出典		
		全国	県	市	国	県	市
生活保護世帯に属する子ども							
1	高等学校等進学率	91.1%	96.9%	96.2%	(H26.4.1) 厚生労働省調べ	同左	同左
2	高等学校等中退率	4.9%	4.3%	2.7%	(H26.4.1) 厚生労働省調べ	同左	同左
3	大学等進学率	31.7%	31.3%	37.3%	(H26.4.1) 厚生労働省調べ	同左	同左
4	就職率(中学卒業後)	2.0%	0.9%	1.3%	(H26.4.1) 厚生労働省調べ	同左	同左
5	就職率(高校卒業後)	43.6%	47.2%	38.6%	(H26.4.1) 厚生労働省調べ	同左	同左
児童養護施設の子ども							
6	進学率(中学卒業後)	97.2%	100.0%	100.0%	(H26.5.1) 厚生労働省調べ	同左	市児童相談所調べ
7	就職率(中学卒業後)	1.3%	0.0%	0.0%	(H26.5.1) 厚生労働省調べ	同左	市児童相談所調べ
8	進学率(高校卒業後)	22.6%	21.4%	14.3%	(H26.5.1) 厚生労働省調べ	同左	市児童相談所調べ
9	就職率(高校卒業後)	70.9%	64.2%	57.1%	(H26.5.1) 厚生労働省調べ	同左	市児童相談所調べ
ひとり親家庭							
10	子どもの就園率 (保育所・幼稚園)	72.3%	63.0%	80.0%	(H23.11.1) H23全国母子世帯等調査	(H26年度) 新潟県ひとり親家庭等就労実態 アンケート調査	同左
11	進学率(中学卒業後)	93.9%	/	/	(H23.11.1) H23全国母子世帯等調査	/	/
12	就職率(中学卒業後)	0.8%	/	/	(H23.11.1) H23全国母子世帯等調査	/	/
13	進学率(高校卒業後)	41.6%	/	/	(H23.11.1) H23全国母子世帯等調査	/	/
14	就職率(高校卒業後)	33.0%	/	/	(H23.11.1) H23全国母子世帯等調査	/	/
15	親の就業率(母子家庭)	80.6%	88.0%	87.7%	(H23.11.1) H23全国母子世帯等調査	(H26年度) 新潟県ひとり親家庭等就労実態 アンケート調査	同左
16	親の就業率(父子家庭)	91.3%	93.5%	91.9%	(H23.11.1) H23全国母子世帯等調査	(H26年度) 新潟県ひとり親家庭等就労実態 アンケート調査	同左
スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー							
17	スクールソーシャルワーカーの 配置人数	1,008人	4人	2人	(H25年度) 文科科学省調べ	同左	市教育委員会 学校支援課調べ
18	スクールカウンセラーの 配置率(小学校)	49.2%	44.2%	19.5%	(H25年度) 文科科学省調べ	(H26年度) 派遣校数の実績値	市教育委員会 学校支援課調べ
19	スクールカウンセラーの 配置率(中学校)	85.9%	100.0%	100.0%	(H25年度) 文科科学省調べ	(H26年度) ハートフル相談員を含む	市教育委員会 学校支援課調べ
就学援助制度に関する周知状況（学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合）							
20	毎年度の進級時	67.5%	96.7%	/	(H26年度) 文科科学省調べ	(H26年度) 県調べ	/
21	入学時	66.6%	96.7%	/	(H26年度) 文科科学省調べ	(H26年度) 県調べ	/
日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合							
22	無利子	予約採用段階 61.6% 在学採用段階 100.0%	/	/	(H26年度) 日本学生支援機構調べ	/	/
23	有利子	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0%	/	/	(H26年度) 日本学生支援機構調べ	/	/
貧困率							
24	子どもの貧困率	16.3%	/	/	(H24年度) H25国民生活基礎調査	/	/
25	子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6%	/	/	(H24年度) H25国民生活基礎調査	/	/

第4章 施策の展開

施策体系

基本方針Ⅰ

子どもの未来を切り拓く力を育む

施策Ⅰ-1 ころとからだの成長支援

施策Ⅰ-2 学力の向上・進学支援

施策Ⅰ-3 多様な体験・交流機会の充実

施策Ⅰ-4 子ども・若者の居場所づくり

施策Ⅰ-5 困難を抱える子ども・若者支援

基本方針Ⅱ

家庭と暮らしを支える

施策Ⅱ-1 子どもと家庭を支える切れ目のない支援

施策Ⅱ-2 保護者の種労・生活支援

施策Ⅱ-3 ひとり親家庭への支援

基本方針Ⅲ

気づき、つなぐ体制をつくる

施策Ⅲ-1 子ども・若者を支える人材の育成

施策Ⅲ-2 支援体制の整備

施策Ⅲ-3 地域全体で見守り支える環境づくり

基本方針Ⅰ 子どもの未来を切り拓く力をはぐくむ

施策Ⅰ-1 こころとからだの成長支援

■施策の方針■

未来を切り拓く力を育むための基盤となる心身の健全な育ちを支援します。

■指 標■（今後検討）

指 標	基準値	目標値	出典等

■施策推進の背景■（整理中）

- 乳幼児期は自己肯定感や基本的な信頼感を養う重要な時期であることから、家庭や教育・保育施設等の関係機関と連携し、その醸成に取り組んでいくことが重要である。
- アンケート調査では、経済的状況等によって、欠食状況に違いがみられた。
- ヒアリング調査では、基本的な生活習慣が身につけていない場合、心身の健全な成長の妨げや学習意欲の減退等につながる可能性があるとの指摘があった。また、食事の栄養バランスが悪く、また適切な医療を受けていないなどは、心身の健康的な成長・保持に影響を与えるとの指摘があった。さらに、発達障がい等を抱えている子どもでも、早い段階で適切な医療・療育にかかっている場合は、将来の自立に向けた力が育まれやすいとの意見も聞かれた。
- 子どもたちが未来に希望を持ち、自立するための能力と意欲をつけていくためには、その基盤となる心身の健全な成長に向けた発育支援や、一人一人の発達状態に応じたきめ細かな支援の充実を図っていくことが求められている。

■具体的な取り組み■

1 乳幼児期からの発育支援と基本的生活習慣の定着支援

【主な関連事業】

2 自己肯定感を育む環境づくりの推進

【主な関連事業】

3 発達支援の充実

【主な関連事業】

4 命と自分を大切にする教育の推進

【主な関連事業】

施策1-2 学力の向上・進学への支援

■ 施策の方針 ■

家庭環境や経済的状況によらず、基礎的な学力を身に付け、希望した進学が可能となるよう支援します。

■ 指 標 ■ (今後検討)

指 標	基準値	目標値	出典等

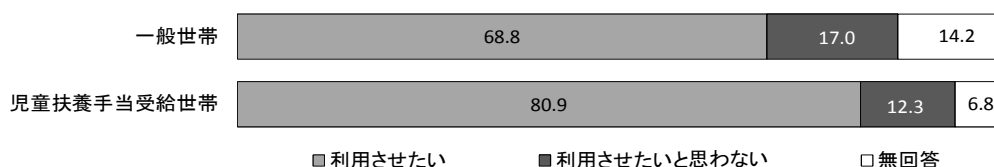
■ 施策推進の背景 ■ (整理中)

○アンケート調査の結果をみると、所得区分Ⅰの世帯では、有料の学習塾や習い事に通わせることが経済的にできず、ひとり親家庭では、無料の学習機会の利用意向が高い。また、経済的に困窮している家庭やその子どもは、大学への進学をあきらめている状況がみられ、その理由として、自分の学力や経済的に余裕がないことを上げている人の割合が高い。

○ヒアリング調査では、経済的に困窮している家庭やひとり親家庭では、送迎手段や距離的な理由、親の認識等により学習支援事業に参加できない状況や、生活環境等により家庭での学習習慣が定着しておらず、基礎学力が伸びていない場合も多いとの指摘があった。

○家庭環境や経済的な状況に関わらず学習習慣を身に付け、学力を向上することができ、また、経済的な理由で進学を断念することなく、希望する進学の実現を支援するための取組を拡充していくことが求められている。

■ 無料の学習機会の利用意向



■具体的な取り組み■

1 学習支援の充実

【主な関連事業】

2 学習環境づくりの推進

【主な関連事業】

3 就学・進学支援の充実

【主な関連事業】

施策 I-3 多様な体験・交流機会の充実

■施策の方針■

多様な体験や交流機会を通して、社会とつながり発展する力を育みます。

■指 標■（今後検討）

指 標	基準値	目標値	出典等

■施策推進の背景■（整理中）

- ヒアリング調査では、経済的に困窮している家庭や困難を抱えている家庭の子どもは、経済的な理由や日々の忙しさ等から、さまざまな体験や交流経験が少なく、社会性や自立能力を育む機会が得られていないとの指摘があった。また、子どもが親を将来のモデルとしてみるできない場合、貧困の連鎖につながりやすいとの意見が聞かれた。
- アンケート調査では、経済的状况により家族旅行に行く機会に差がみられた。また、所得区分 I の世帯では、近所や親せきとの付き合いの程度が低い傾向がみられることから、そうした家庭の子どもは地域の大人や親せき等との関わりが薄い状況がうかがえる。
- 家庭環境や経済的状况にかかわらず、多様な体験・交流を通じて社会性や自立能力を身に付ける機会の充実が必要である。
- 将来の生活や仕事をイメージし、希望をもつことができる「ロールモデル」となりうる親以外の大人との関わりを持つことができる機会を創出していくことが求められ、また、その際、継続した関係が持てるようなしくみ・支援を考えていくことが重要である。

■具体的な取り組み■

1 多様な体験活動の充実と参加支援

【主な関連事業】

2 多様な交流機会の創出

【主な関連事業】

施策 I-4 子ども・若者の居場所づくり

■施策の方針■

子ども・若者が安心して過ごせる居場所や相談できる場を提供します。

■指 標■（今後検討）

指 標	基準値	目標値	出典等

■施策推進の背景■（整理中）

- ヒアリング調査では、安心して過ごすことができる場所、ありのままを受け入れてくれる場所は、子どもにとってどうしても必要との指摘があった。
- 子ども食堂は、食事の提供による栄養不足解消だけでなく、夜の居場所や学習支援の場、社会との交流、自立に向けたステップにもなっている。また、不登校の子どもを持つ母親が来るなど、親支援の場ともなっている。
- 地域の中に、家庭以外にも安心して過ごすことができる、自分の居場所となりうる場をつくっていくことが求められている。

■具体的な取り組み■

1 安心して過ごすことができる居場所づくりの推進

【主な関連事業】

2 いつでも気軽に相談できる体制の充実

【主な関連事業】

施策 I-5 困難を抱える子ども・若者支援

■施策の方針■

さまざまな困難を抱える子どもや若者に対し、将来の自立に向けたきめ細かな支援を行います。

■指 標■（今後検討）

指 標	基準値	目標値	出典等

■施策推進の背景■（整理中）

- ヒアリング調査では、教育相談センター（適応指導教室）に通えない子どもも多く、フリースクールなど多様な選択肢があるといいとの意見があった。
- ヒアリング調査では、乳児期から社会的養護で育った場合、担当者との愛着形成はされるが、親とは、家庭とは何か知らないまま成長するとの指摘があり、家庭的養護を推進するためには、里親支援を充実させていく必要があるのではないかと意見が聞かれた。
- ヒアリング調査では、困難を抱えている家庭の子どもは、保護者の顔色をうかがい、素直に感情表現できない子どももいるとの指摘があった。また、ずっとその家庭や親のもとで育っていると、その中からSOSを発信するのは難しい。発信力をつけてほしいとの意見が聞かれた。
- 将来、自立した生活を送り、また困難な状況から抜け出していくための力をつけていくためにも、さまざまな困難を抱えている子ども一人一人と丁寧に向き合い、寄り添った対応を積み重ねていくことで、人を信頼し、困った時にSOSを発信できる力を養成していくことが求められている。

■具体的な取り組み■

1 不登校の子どもを支える体制の強化

【主な関連事業】

2 社会的養護の充実

【主な関連事業】

3 若者の自立支援の充実

【主な関連事業】

基本方針Ⅱ 家庭と暮らしをささえる

施策Ⅱ-1 子どもと家庭を支える切れ目のない支援

■施策の方針■

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行い、子どもと家庭を支援します。

■指 標■（今後検討）

指 標	基準値	目標値	出典等

■施策推進の背景■（整理中）

- 若年や未婚で妊娠・出産は、経済的基盤がぜい弱だったり、その経緯が複雑で支援が受けにくいなど、困難な状況に置かれる場合が多いため、状況に応じた丁寧な対応が求められる。
- 困難を抱えている家庭では、日々の生活に追われ心身が疲弊し、適切な養育まで意識が回らなかったり、家庭環境が複雑な場合などは親族からの育児の協力や支援が得られないケースがみられるとの指摘があった。また、保護者自身が被虐待経験や愛着形成に問題を抱えている場合などは、精神的に不安定な状態であったり、子どもとの関わり方に課題があったりするケースがみられるとの意見が聞かれた。
- アンケート調査の結果をみると、所得区分Ⅰの世帯では所得区分Ⅱの世帯と比べて子育てに関する情報の入手先が限られている状況がうかがえる。困難を抱えている家庭では情報収集に対する意識や能力が低かったり、情報が入りづらい環境に置かれているケースも多い。
- 早期に養育が必要な家庭を把握し、継続的、包括的な支援の充実を図るとともに、さまざまな制度や支援等に関する情報を自ら入手していくための支援や必要な情報を確実に届けるための取組を推進していく必要がある。

■具体的な取り組み■

1 安全安心な妊娠・出産支援

【主な関連事業】

2 養育支援の充実

【主な関連事業】

3 学校を窓口とした支援の充実

【主な関連事業】

4 相談窓口の周知と積極的な情報提供

【主な関連事業】

施策II-2 保護者の就労・生活支援

■施策の方針■

困難な状況を抱える保護者の就労と生活を支え、安心して生活できる家庭環境を整えます。

■指 標■（今後検討）

指 標	基準値	目標値	出典等

■施策推進の背景■（整理中）

- アンケート調査の結果をみると、ひとり親家庭の母親の5割弱が派遣・契約社員やパート・アルバイト等の非正規雇用となっており、不安定な就労環境に置かれている状況がうかがえる。また、ひとり親家庭の保護者の約1割が就労しておらず、就労するためには自分の健康問題等の解決が必要としている。
- ヒアリング調査では、保護者に障がいや精神疾患がある場合は、就労できない、就労しても長続きしないといったケースが多いとの指摘があった。また、困難を抱えている家庭は「家族力」が弱く、家族それぞれが期待される役割を果たしていない状況にあるとの指摘もあった。また、保護者が継続就労していない場合、子どもが就労に対するイメージを持ってないケースや、就労しても長続きしないケースが多いなど、貧困の連鎖にもつながる可能性を指摘する意見もあった。
- 安定した就労のための支援の充実と併せ、さまざまな困難に寄り添いつつ自立に向けたサポートを行うとともに、就労が難しい場合であっても、経済的支援の充実をはじめ、安全安心な生活基盤の確保を図っていく必要がある。

■具体的な取り組み■

1 保護者の就労支援

【主な関連事業】

2 安全安心な生活基盤の確保

【主な関連事業】

3 自立生活支援の充実

【主な関連事業】

施策II-3 ひとり親家庭への支援

■施策の方針■

ひとり親家庭への支援の充実を図ります。

■指 標■（今後検討）

指 標	基準値	目標値	出典等

■施策推進の背景■（整理中）

- アンケート調査の結果をみると、ひとり親家庭のおよそ半数は相対的貧困線を下回る所得であったり、社会生活に必要な基礎的ニーズが満たされていないなど、経済的に厳しい状況に置かれている。また、3割の人が病院や歯医者に行きたくても行けなかった経験があると回答し、その理由として「お金がない」、「仕事で時間がない」としている。また、自身の両親の離婚や成人前の経済的困窮を経験している人の割合も高く、貧困が連鎖している状況が示唆される。
- ヒアリング調査では、不安定な就労状況や自身の両親の離婚や虐待経験、貧困経験等の成育歴やDV等から不安定な精神状態にある親も多いとの指摘があった。
- 家計と子育てを一人で担うひとり親家庭の保護者をさまざまな側面から支え、心身の負担軽減と健康の確保を図っていく必要がある。

■具体的な取り組み■

1 日常生活支援の充実

【主な関連事業】

2 保護者の健康の確保

【主な関連事業】

3 経済的支援の充実

【主な関連事業】

基本方針Ⅲ 気づき、つなぐ体制をつくる

施策Ⅲ-1 子ども・若者を支える人材の育成

■施策の方針■

子ども・若者を支える人材の育成・強化を図ります。

■指 標■（今後検討）

指 標	基準値	目標値	出典等

■施策推進の背景■（整理中）

- ヒアリング調査では、困難を抱えている家庭や子どもを支えていくためのマンパワーが足りないこと、担当する職員等の専門性を上げていく必要があること等について意見が聞かれた。また、保育園や学校等の教職員、学童クラブ、ファミリーサポートなど、普段子どもと接している人が子どもや家庭の困っている状況やSOSに気づくことが重要であり、さらに、そのことを適切に支援につなぐことができるしくみが必要との指摘があった。
- 子ども・若者を支える人材の育成・確保に努めるとともに、研修等を通じて専門性を高めていくための取組の充実が求められている。

■具体的な取り組み■

1 職員等の資質向上と「気づく」力の養成

2 専門的人材の確保・育成

施策Ⅲ-2 支援体制の整備

■施策の方針■

困難を抱える子どもや家庭を各分野が連携して支援する体制を整えます。

■指 標■（今後検討）

指 標	基準値	目標値	出典等

■施策推進の背景■（整理中）

○ヒアリング調査では、貧困対策の全体像を把握したうえで支援にあたっていくことが重要であるとの指摘があった。また、ケースワーカーなどは日中家庭に訪問するため、子どもの様子がわからないことも多いこと、一方で、学校でケースワークを行う場合は、子どもに何か問題があった場合であり、その背景に家庭の貧困や困難な状況が浮かんでくる。ただし、子どもがしっかりしていても、家庭に困難を抱えている場合は行動に現れることも多いとの意見が聞かれた。

○子どもを中心に考え、子どもにどのような力をつけていってほしいかといったビジョンを共有し、取り組んでいくことが重要である。そのためにも、セクション間での連携を進めるとともに、研修等を通じて横のつながりを構築していくことが必要である

■具体的な取り組み■

1 要保護児童対策地域協議会との連携

2 福祉・教育の連携

3 総合的な支援につなげるしくみづくり

施策Ⅲ-3 地域全体で見守り支える環境づくり

■施策の方針■

行政・地域が連携して子どもたちを見守り支える環境を整えます。

■指 標■（今後検討）

指 標	基準値	目標値	出典等

■施策推進の背景■（整理中）

- ヒアリング調査では、地域や周囲のサポートを受けるために自分の状況を公にすることで、負のレッテルを貼られてしまうのではないかと不安を感じている人も多く、地域で孤立しがちであること、困難を抱えている家庭を適切な支援につなげるためには支援対象者の身近な存在で調整役となる「キーパーソン」が重要との指摘があった。
- 一方、これまでの経緯から親や親族を頼ることができなかったり、友人関係を築くことが苦手な人も多い。また、自らの状況を知られたくないとの理由から支援を嫌うケースもみられる。
- こうした家庭を支えていくためには、孤立させないことが重要であり、地道に信頼関係を構築しながら、社会とのつながりを保ち、広げていくことが必要である。そのためにも、関係機関・団体等と連携・情報共有しながら、多様な機会を通じて家庭に寄り添った支援をしていくための体制、担い手の確保を図っていく必要がある。

■具体的な取り組み■

1 地域全体が理解・協力する環境づくり

2 地域人材・団体等に対する支援

3 地域と行政との連携・協力体制の強化

第5章 計画の推進

(1) 計画の推進体制

①子ども・子育て会議 子どもの貧困部会

②子どもの貧困対策庁内検討会議

(2) 計画の進捗管理・評価

※指標の進捗や取組状況の定期的な確認とそれらに対する評価の実施